



日本土壌浄化法ネットワークNPO化 10周年の歩みと今後の展望



特定非営利活動法人 日本土壌浄化法ネットワーク 理事 木村 弘子
土壌浄化システム 開発者

7 はじめに

特定非営利活動法人 日本土壌浄化法ネットワークは、平成 20 年に内閣府で認証された NPO 法人です。名前が表しているように、土壌浄化法という技術をメインに据えて、地域の環境問題を解決するために、土壌の持つ自然の力を利用して具体化するために個人を正会員とし、企業を賛助会員として、普及活動を行っている組織です。

土壌浄化法は、汚水槽を土壌で被覆することにより簡単に二次公害を防止できるために、小規模な地域を一つの処理区として実施できる下水道を実証しています。現在では、国土交通省の下水道事業、農林水産省の集落排水事業、公共施設の学校や住宅等の浄化槽として、自治体が要望した

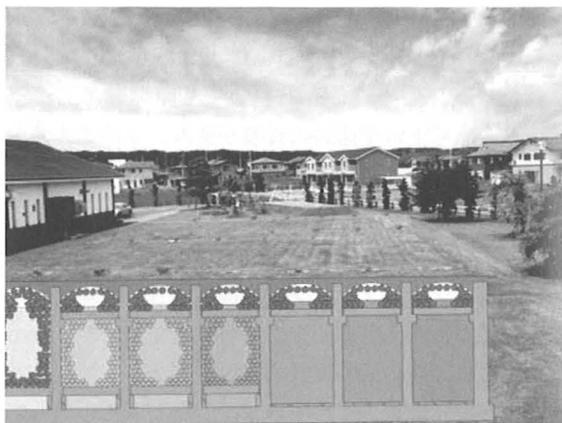
場合に設置されています。土壌で被覆されて汚水面を見ることができないために維持管理が容易になっています。

「下水道は人間が生活している場所では必要な社会資本整備事業」と位置付けて、NPO 法人の賛助会員によって、計画・設計・施工・維持管理が行われています。平成 12 年に土壌浄化法を設置した市町村が中心になって「全国市町村土壌浄化法連絡協議会」という自治体の組織が設立され、その時に土壌浄化法に関心を有する個人を正会員にする土壌浄化法ネットワークという民間の組織も設立されています。

それから連絡協議会が行う全国大会や技術研修会を共催という立場で普及活動を行うことにより、平成 20 年に NPO 法人として活動ができるようになっていきます。



■ 公園のような下水処理場



■ 芝生の下に汚水処理槽

2 10年の歩みと成果

土壌浄化法は土壌で被覆される技術のために、特別な浄化槽として大臣の認定を受けることが必要な技術となっています。

現在では、51人から4,000人規模まで、全国に設置することができるようになっています。下水道事業では、小規模下水道の設計指針には未掲載の技術ですが、建築基準法では大臣の認定を受けているために自治体が要望された時に、補助事業として採択されています。

大臣の認定は、土壌浄化システム開発者が受けていますが、現在ではNPO法人の賛助会員が、計画から維持管理まで関与して、所定の処理水質が確保されています。

土壌浄化法により、国土交通省で35処理場、農林水産省で35処理場が、補助事業として全国で稼働しています。

各地に土壌浄化法が設置されることにより、海外からの関心が高く、JICAの海外研修生への技術の一つとして講義や視察が行われるようになり、現在までに、約60カ国400人を超える海外の方々に見学をいただいています。NPO法人が窓口になり、積極的な対応が行われています。

平成28年度のJICA「普及・実証事業」でブータンにおいて土壌浄化法のモデル施設を設置するという企画が採択され、いよいよ海外への技術の普及を行うことができる時代になっています。

平成30年2月には、ブータンの首都ティンプーで土壌浄化法のセミナーが開催され、この技術が新聞やテレビで取り上げられて、大きな関心を持っていただくことができました。

セミナーはJICA事業のカウンターパートであるブータンの公共事業省が各担当に声をかけて、90名を超える参加者で盛大に行われました。日本から土壌浄化法で下水道事業を具体化している福島県会津坂下町の町長が事例報告を行い、NPO法人の副理事長や「全国市町村土壌浄化法



■ ブータンでのセミナーのようす

連絡協議会」の事務局長から他の日本の設置事例の報告が行われました。下水処理場が公園のような緑地になっていることに大きな関心が寄せられました。現在ティンプーのHEJO地区で、土壌浄化法のモデル施設を建設している最中です。

3 今後の展望

ブータンは九州の面積に約70万人が居住する国で、公務員の年収が30万円という開発途上国になります。下水道はこれから整備が行われる国になっています。下水道が必要と理解しても多額な事業費が必要で、今回のモデル施設をベースに日本からの支援が求められています。

JICA「普及・実証事業」では、ブータンにある20県の中心市街地の下水道基本構想を設定することになっています。

開発途上国で小規模下水道が具体化できるという情報は、財政が厳しい国においても、下水道整備への期待が高まるようになると思います。

NPO法人日本土壌浄化法ネットワークは、海外だけでなく、日本国内において「下水道事業は困難」と考えられている自治体に二次公害がなく、建設金額も維持管理費用も安価なことが伝わると良いと思っています。